

(大臣官房予算課営繕発注)

入札公告

下記のとおり一般競争入札（総合評価落札方式）に付すので、参加を希望する者は、下記の要領により競争参加資格確認資料等を提出されたく公告する。

記

1 工事概要

- (1) 工事名 合同庁舎（本館22）機械設備改修工事
（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 東京都千代田区霞が関1-2-1
- (3) 工事内容 本工事は、農林水産省本省庁舎（本館、別館、北別館）の会議室等に設置されているパッケージ形空気調和機の新設、改修を行うものである。

【建物概要】

用 途 事務庁舎

構 造 SRC造

規 模 主要建物3棟、地上8階・地下1階、延べ床面積約80,629㎡

- (4) 工 期 令和5年1月23日まで
- (5) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）によるものであり、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する対象工事である。
- (6) 本工事は、原則として農林水産省電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により入札を行う工事とするが、電子入札方式によりがたい者であって、かつ、競争参加資格確認通知書の受領後に「紙入札による申出書」を提出し、許可を得た者は紙入札方式（持参に限る。）に代えることができる。
また、入札に参加しようとする者に対し、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料及び入札説明書に示した加算点を付与するのに必要な証明書類の写し（以下「資料等」という。）の提出を義務付けるものとする。
- (7) 本工事は、落札者となるべき者の入札価額が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の規定に基づいて作成した基準を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を実施するものである。
- (8) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房参事官（経理）における対象工事種別に係る令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者のうち、「管工事」でB又はC等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生

手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、農林水産省大臣官房参事官（経理）（以下「参事官（経理）」という。）が別に定める手続に基づいて一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 同種工事の施工実績を有すること。
- ① 平成19年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有することとする。
- ② 同種工事とは、平成19年4月1日以降（過去15年）に元請けとして完成・引渡しが完了した、以下のアからオまでの要件を満たす管工事で、新設、増設又は改修工事の施工実績とする。
- なお、公共工事については、工事成績評定表の評定点合計が65点未満のものを除くこと。
- ア 用途：不問
- イ 規模：不問
- ウ 構造：S造、RC造又はSRC造
- エ その他：不問
- オ アからエまでは同一工事であること。
- ③ 施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期の他、工事概要（用途・構造・階数・延べ面積等）を記載する。
- ④ 共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもので、出資比率を確認できる書類を併せて提出できる場合のものに限る。
- (6) 本工事に配置を予定する主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
- ① 主任技術者又は監理技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号に該当するものであること。なお、建設業法に示す実務経験とは「管工事業」とする。
- また、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（管工事業）及び監理技術者講習修了証（平成16年2月29日以前に交付された監理技術者資格者証を有する者は、監理技術者講習修了証を有する者とみなす。）を有する者又は建設業法第15条第2号で定める者であること。
- ② 主任技術者又は監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が競争参加資格確認申請書受付日以前に3ヶ月以上あること。なお、監理技術者資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断できない場合には、健康保険被保険者証の写しを添付できること。
- ③ 主任技術者又は監理技術者の共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもので、出資比率を確認できる書類を併せて提出できる場合のものに限る。
- ④ 主任技術者又は監理技術者は、申請時において、他の工事に従事している場合は、工事名、発注機関名、工期、従事役職、本工事と重複する場合の対応措置を記載する。
- ⑤ 主任技術者又は監理技術者は、上記（5）に掲げる同種工事の施工実績を有する者であること。
- (7) 本工事に経常建設共同企業体として資料等を提出した場合、その構成員は単体とし

て資料等を提出することはできない。

- (8) 申請書及び資料等の提出期限の日から開札の時までの期間に、参事官（経理）から「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 参事官（経理）が発注した工事で指定工種に属するもののうち、平成29年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は入札説明書による。）。
- (11) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、参事官（経理）に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 提出された申請書及び資料等（入札説明書による。）が適正であること。
- (13) 建設業法に基づく本社、支店又は営業所が東京都、神奈川県、埼玉県又は千葉県内に所在すること。 経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格名簿に記載されている共同企業体構成員の本店所在地が、東京都、神奈川県、埼玉県又は千葉県内であること。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

- ① 企業に関する項目
- ② 配置予定技術者に関する項目

(2) 総合評価の方法

① 標準点と加算点の付与

競争参加資格を有すると認められた入札参加者全てに標準点（100点）を与え、さらに加算点を付与するのに必要な証明書類の写しを基に、上記（1）を評価して加算点を与える。

② 評価基準と加算点（詳細は入札説明書による。）

③ 入札価格及び上記②による評価に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記①及び②により得られる標準点と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値（以下「評価値」という。）をもって行う。

【参考】評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格

④ 落札者の決定方法については、後述する6の（5）によることとする。

4 入札説明書の交付

- (1) 交付期間：令和4年8月3日から令和4年8月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の10時00分から16時00分まで。ただし、12時00分から13時00分までの間を除く。
- (2) 交付方法：電子入札方式により配布する。ただし、電子入札方式に対応していない等の理由で入手できない場合は、電子メールで送付する。希望者は、
（3）へ工事名、社名、担当者名及びメールアドレスを連絡すること（紙媒体での交付も可。）。
- (3) 交付場所：東京都千代田区霞が関一丁目2番1号

農林水産省大臣官房予算課営繕総括班営繕総括第2係

（本館1階ドア番号：本120）電話 03(3591)7390 FAX 03(3502)4170

5 申請書及び資料等の提出

- (1) 支出負担行為担当官は、一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者から申請書及び資料等の提出を求める。
- (2) 入札説明書に示す様式により、提出期間内に持参又は書留郵便等（ただし受付期間内必着のこと）により提出すること。なお、提出期限以降における申請書又は資料等の差替え及び再提出は認めない。
提出期間：令和4年8月3日から令和4年8月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の10時00分から16時00分まで。ただし、12時00分から13時00分までの間を除く。
提出場所：〒100-8950
東京都千代田区霞が関一丁目2番1号
農林水産省大臣官房予算課営繕総括班営繕総括第2係
（本館1階ドア番号：本120）
- (3) 申請書及び資料等に関する問合せ先
東京都千代田区霞が関一丁目2番1号
農林水産省大臣官房予算課営繕総括班営繕総括第2係
電話03(3591)7390
- (4) 提出部数 3部（正1部、副2部）

6 入札の執行等

- (1) 入札書は、電子入札方式により提出すること。ただし、競争参加資格確認通知書の受領後に発注者の承諾を得た場合は、紙により入札に参加することができる。
 - ① 電子入札方式による入札の場合は、令和4年9月15日10時30分までに提出すること。
 - ② 紙入札方式により入札に参加する場合は、令和4年9月15日10時30分までに農林水産省大臣官房予算課入札室（東京都千代田区霞が関1-2-1 電話 03(3502)8111）に持参すること。
 - ③ 開札は、令和4年9月15日11時00分 農林水産省大臣官房予算課入札室にて行う。
- (2) 第1回の入札に際しては、入札参加者に、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (3) 入札執行回数は、原則として、2回を限度とする。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取消す。
なお、参事官（経理）により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に上記2に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。
- (5) 落札者の決定方法
 - ① 入札参加者は、次のア及びイの要件に該当する者のうち、上記3（2）の③によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予決令第79条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の

要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

② 上記①において、評価値が最も高い者が2人以上いるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

③ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成した基準を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査に協力しなければならない。

7 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

8 その他

(1) 支出負担行為担当官が必要と認める場合には、資料等の内容についてヒアリングを行うことがある。

(2) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データ・ベースシステム（CORINS）等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認めないこととし、承認を受けて変更する場合は、上記2の(6)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(3) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付。納付額は請負代金額の10分の1以上とする。（保管金の取扱店みずほ銀行本店営業部）

ただし、金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができるとともに、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(5) 予決令第86条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金の額は10分の3以上とする。

(6) 予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払の金額は、請負代金額の10分の2以内とすること。

(7) 違約金について

本契約に関し、請負者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）とし発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

① 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する

行為があった旨が明らかにされたとき。

- ② 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- ③ 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- ④ 本契約に関し、請負者又は請負者の代理人（請負者又は請負者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- ⑤ 請負者が上記の①から④までの違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(8) 電子入札方式について

- ① 電子入札方式による手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。
- ② 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
- ③ 電子入札方式の運用については、「農林水産省電子入札システム運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」によるものとする。
(農林水産省電子入札センター：<https://www.maff-ebic.go.jp/menu.html>)

(9) その他の詳細は、入札説明書による。

以上公告する。

令和4年8月2日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理）
石 田 大 喜

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されています。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページを御覧ください。
(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)
- 2 農林水産省は、「経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）」に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。